

2. 第 27 条第 1 号から第 3 号までに該当する違反行為をした者
3. 第 43 条による営業制限に違反した者
4. 第 72 条第 1 項・第 3 項（第 88 条において準用する場合を含む）又は第 73 条第 1 項による命令に違反した者
5. 第 75 条第 1 項による営業停止命令に違反して営業を継続した者（第 37 条第 1 項による営業許可を受けた者に限る）

第 96 条（罰則）

第 51 条又は第 52 条に違反した者は、3 年以下の懲役又は 3 千万ウォン以下の罰金に処し、又はこれを併科することができる。

第 97 条（罰則）

次の各号のいずれか一つに該当する者は、3 年以下の懲役又は 3 千万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第 10 条第 2 項（第 88 条において準用する場合を含む）、第 13 条第 1 項、第 17 条第 4 項、第 31 条第 1 項、第 34 条第 1 項、第 37 条第 3 項・第 4 項、第 48 条第 2 項・第 10 項又は第 55 条に違反した者
2. 第 19 条第 2 項、第 22 条第 1 項（第 88 条において準用する場合を含む）又は第 72 条第 1 項・第 2 項（第 88 条において準用する場合を含む）による検査・立ち入り・収去・差押え・廃棄を拒否・妨害又は忌避する者
3. 第 20 条第 4 項第 1 号から第 3 号までに該当する違反行為をした者
4. 第 36 条による施設基準を備えてない営業者
5. 第 37 条第 2 項による条件を備えてない営業者
6. 第 42 条第 1 項又は第 44 条第 1 項により営業者が守らなければならない事項を守らなかった者。ただし、保健福祉家族部令で定める軽微な事項に違反した者は除く。
7. 第 75 条第 1 項による営業停止命令に違反して引き続き営業した者（第 37 条第 4 項により営業申告をした者に限る）又は同条第 1 項及び第 2 項による営業所閉鎖命令に違反して営業を継続した者
8. 第 76 条第 1 項による製造停止命令に違反した者
9. 第 79 条第 1 項により関係公務員が取り付けた封印又は掲示文等を勝手に除去し、若しくは損傷させた者

第 98 条（罰則）

次の各号のいずれか一つに該当する者は、1 年以下の懲役又は 300 万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第 44 条第 3 項に違反して接客行使をし、又は他人にその行為を斡旋した者
2. 第 46 条第 1 項に違反して消費者から異物発見の申告を受け、これを偽りで報告した者
3. 異物の発見を偽りで申告した者

第 99 条（罰則適用における公務員擬制）

第 24 条第 2 項により指定された食品衛生検査機関の役職員は、「刑法」第 129 条から第 132 条までの規定による罰則の適用においては、公務員とみなす。

第 100 条（両罰規定）

法人の代表者若しくは法人又は個人の代理人、使用人、その他の従業員がその法人又は個人の業務に関して、第 93 条第 3 項又は第 94 条から第 97 条までのいずれか一つに該当する違反行為をしたときは、その行為者を罰する外に、その法人又は個人に対しても該当条文の罰金刑を科する。及び第 93 条第 1 項の違反行為をしたときは、その法人又は個人に対しても 1 億 5 千万ウォン以下の罰金に処する。及び第 93 条第 2 項の違反行為をしたときは、その法人又は個人に対しても 5 千万ウォン以下の罰金に処する。ただし、法人又は個人がその違反行為を防止するために、該当業務に関して相当な注意と監督を疎かにしなかった場合は、この限りでない。

第 101 条（過怠料）

- ①次の各号のいずれか一つに該当する者には、1 千万ウォン以下の過怠料を賦課する。
1. 第 11 条第 2 項に違反して栄養表示基準を順守してない者
 2. 第 12 条第 1 項又は第 2 項に違反して肉類の原産地等又はコメ・キムチ類の原産地を表示してない者
- ②次の各号のいずれか一つに該当する者には、500 万ウォン以下の過怠料を賦課する。
1. 第 3 条、第 40 条第 1 項及び第 3 項（第 88 条において準用する場合を含む）、第 41 条第 1 項及び第 5 項（第 88 条において準用する場合を含む）又は第 86 条第 1 項に違反した者
 2. 第 34 条第 5 項に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
 3. 第 37 条第 5 項に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
 4. 第 42 条第 2 項に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
 5. 第 45 条第 1 項後段に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
 6. 第 48 条第 9 項（第 88 条において準用する場合を含む）に違反した者
 7. 第 56 条第 1 項に違反して教育を受けてない者
 8. 第 74 条第 1 項（第 88 条において準用する場合を含む）による命令に違反した者
 9. 第 88 条第 1 項に違反して申告をせず、若しくは虚偽の申告をした者

10. 第 88 条第 2 項に違反した者

③次の各号のいずれか一つに該当する者には、300 万ウォン以下の過怠料を賦課する。

1. 第 29 条第 3 項に違反して検査機関運営者の地位を承継し、1 か月以内に地位承継を申告しなかった者
2. 第 42 条第 1 項又は第 44 条第 1 項により営業者が守らなければならない事項のうち保健福祉家族部令で定める軽微な事項を守らなかった者
3. 第 46 条第 1 項に違反して消費者から異物発見申告を受け、報告しなかった者
4. 第 49 条第 3 項に違反して食品履歴追跡管理登録事項が変更された場合であって、変更事由が発生した日から 1 か月以内に申告しなかった者

④第 1 項から第 3 項までの規定による過怠料は、大統領令で定めるところにより、食品医薬品安全庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長が賦課・徴収する。

第 102 条（過怠料に関する規定適用の特例）

第 101 条の過怠料に関する規定を適用する場合において、第 82 条により課徴金を賦課する行為に対しては過怠料を賦課することはできない。ただし、第 82 条第 4 項本文により課徴金賦課処分を取り消して営業停止又は製造停止処分をする場合は、この限りでない。

附則<第 9432 号、2009. 2. 6>

第 1 条（施行日）この法律は、公布後 6 か月が経過した日から施行する。ただし、附則第 6 条第 12 項（第 11 条第 1 項の改正部分に限る）は、2010 年 1 月 1 日から施行する。

第 2 条（営業許可等の制限に関する適用例）第 38 条第 1 項第 6 号及び同条第 2 項第 5 号の改正規定は、法律第 7374 号食品衛生法中改正法律の施行日である 2005 年 7 月 28 日以後最初に違反行為をした営業者から適用する。

第 3 条（集団給食所に関する適用例）第 88 条第 2 項第 2 号の改正規定は、この法律施行後最初に集団給食所において食品を調理・提供する場合から適用する。

第 4 条（処分等に関する経過措置）この法律の施行の際、従前の規定により、行政機関が行った許可若しくはその他の行政機関の行為、又は各種申告若しくはその他の行政機関に対する行為は、この法律による行政機関の行為又は行政機関に対する行為とみなす。

第 5 条（罰則及び過怠料に関する経過措置）この法律の施行前の行為に対して罰則又は過怠料規定を適用するときは、従前の規定によるものとする。

第 6 条（他の法律の改正）

①観光振興法一部を次のように改正する。

第 18 条第 1 項第 2 号のうち「食品衛生法第 21 条」を「食品衛生法第 36 条」とす

る。

第 39 条第 3 項のうち「食品衛生法第 27 条第 1 項」を「食品衛生法第 41 条第 1 項」とする。

第 74 条第 3 項のうち「食品衛生法第 30 条」を「食品衛生法第 43 条」とする。

②錦江水系水管理及び住民支援等に関する法律一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 3 号ガ目のうち「食品衛生法第 21 条第 1 項第 3 号」を「食品衛生法第 36 条第 1 項第 3 号」とする。

③企業活動規制緩和に関する特別措置法一部を次のように改正する。

第 28 条第 2 項のうち「食品衛生法第 34 条の規定に」を「食品衛生法第 51 条に」とする。

④酪農振興法一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項第 4 号のうち「食品衛生法第 22 条の規定により」を「食品衛生法第 37 条により」とする。

⑤洛東江水系水管理及び住民支援等に関する法律一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 3 号ガ目のうち「食品衛生法第 21 条第 1 項第 3 号」を「食品衛生法第 36 条第 1 項第 3 号」とする。

⑥農産物品質管理法一部を次のように改正する。

第 15 条の 2 第 1 項のうち「食品衛生法第 21 条第 1 項第 3 号」を「食品衛生法第 36 条第 1 項第 3 号」とし、「同法第 69 条」を「同法第 88 条」とし、同条第 2 項各号外の部分のうち「食品衛生法第 21 条第 1 項第 3 号」を「食品衛生法第 36 条第 1 項第 3 号」とする。

⑦都市と農漁村間の交流促進に関する法律一部を次のように改正する。

第 10 条のうち「食品衛生法第 21 条」を「食品衛生法第 36 条」とする。

⑧物流施設の開発及び運営に関する法律一部を次のように改正する。

第 21 条第 2 項第 3 号のうち「食品衛生法第 22 条」を「食品衛生法第 37 条」とする。

⑨保健犯罪取締に関する特別措置法一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項各号外の部分のうち「食品衛生法第 22 条第 1 項及び第 2 項」を「食品衛生法第 37 条第 1 項及び第 4 項」とする。

⑩飼料管理法一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項ただし書きのうち「食品衛生法第 21 条」を「食品衛生法第 36 条」とする。

⑪食品産業振興法一部を次のように改正する。

第 33 条第 1 項第 8 号のうち「食品衛生法第 32 条の 2 第 3 項」を「食品衛生法第 48 条第 3 項」とする。

⑫子供食生活安全管理特別法一部を次のように改正する。

第6条第2項のうち「食品衛生法第20条の2第1項」を「食品衛生法第33条第1項」とし、同条第3項のうち「食品衛生法第71条」を「食品衛生法第89条」とする。

第7条第3項本文のうち「食品衛生法第71条」を「食品衛生法第89条」とする。

第11条第1項のうち「食品衛生法第21条第1項第3号」を「食品衛生法第36条第1項第3号」とする。

第21条第4項のうち「食品衛生法第71条」を「食品衛生法第89条」とする。

第22条第1項本文のうち「食品衛生法第35条」を「食品衛生法第52条」とする。

⑬旅客自動車運輸事業法一部を次のように改正する。

第47条第2項第2号のうち「食品衛生法第22条」を「食品衛生法第37条」とする。

⑭塩業組合法一部を次のように改正する。

第8条のうち「食品衛生法第22条」を「食品衛生法第37条」とする。

⑮栄山江・蟾津江水系水管理及び住民支援等に関する法律一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号ガ目のうち「食品衛生法第21条第1項第3号」を「食品衛生法第36条第1項第3号」とする。

⑯法律第9374号外国人投資促進法一部改正法律一部を次のように改正する。

別表1第7号ナ目のうち「食品衛生法第22条による」を「食品衛生法第37条による」とし、同表第10条タ目のうち「食品衛生法第22条による」を「食品衛生法第37条による」とする。

⑰流通産業発展法一部を次のように改正する。

第9条第1項第3号のうち「食品衛生法第22条第1項又は第5項の規定による」を「食品衛生法第37条第1項又は第4項による」とし、同項第4号のうち「食品衛生法第69条第1項の規定による」を「食品衛生法第88条第1項による」とする。

⑱人参産業法一部を次のように改正する。

第2条第8号の2のうち「食品衛生法第12条」を「食品衛生法第14条」とする。

第12条第4項後段のうち「食品衛生法第22条の規定による」を「食品衛生法第37条による」とし、同条第5項のうち「食品衛生法第21条第1項第1号の規定による」を「食品衛生法第36条第1項第1号による」とし、同条6項のうち「食品衛生法第22条の規定による」を「食品衛生法第37条による」とする。

第14条第3項前段のうち「食品衛生法第25条第3項の規定による」を「食品衛生法第39条第3項による」とする。

⑲展示産業発展法一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号のうち「食品衛生法第22条第1項又は第5項」を「食品衛生法第37条第1項又は第4号」とし、同項第2号のうち「食品衛生法第69条第1項」を「食品衛生法第88条第1項」とする。

⑳濟州特別自治道設置及び国際自由都市造成のための特別法一部を次のように改正す

る。

第 327 条のうち「食品衛生法第 21 条第 1 項」を「食品衛生法第 36 条第 1 項」と、「第 31 条第 1 項」を「第 44 条第 1 項」とする。

㉑租税特例制限法一部を次のように改正する。

第 25 条第 1 項第 8 号のうち「食品衛生法第 32 条の 2 の規定により」を「食品衛生法第 48 条により」とする。

㉒地域特化発展特区に対する規制特例法一部を次のように改正する。

第 43 条第 2 項前段のうち「食品衛生法第 30 条の規定に」を「食品衛生法第 43 条にも」とる。

㉓職業安定法一部を次のように改正する。

第 26 条のうち「食品衛生法第 21 条の規定」を「食品衛生法第 36 条」とする。

㉔青少年活動振興法一部を次のように改正する。

第 33 条第 2 項第 3 号のうち「食品衛生法第 22 条及び第 69 条の規定による」を「食品衛生法第 37 条及び第 88 条による」とする。

㉕派遣勤労者保護等に関する法律一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 号のうち「食品衛生法第 21 条第 1 項第 3 号の規定による」を「食品衛生法第 36 条第 1 項第 3 号よる」とする。

㉖風俗営業の規制に関する法律一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号のうち「食品衛生法第 21 条第 1 項第 3 号の規定による」を「食品衛生法第 36 条第 1 項第 3 号よる」とする。

㉗下水道法一部を次のように改正する。

第 71 条第 1 項各号外の部分のうち「食品衛生法第 22 条の規定」を「食品衛生法第 37 条」とする。

㉘学校給食法一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項のうち「食品衛生法第 36 条の規定」を「食品衛生法第 53 条第 1 項」とする。

㉙漢江水系上水源水質改善及び住民支援等に関する法律一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 3 号ガ目のうち「食品衛生法第 21 条第 1 項第 3 号」を「食品衛生法第 36 条第 1 項第 3 号」とする。

㉚環境犯罪の取締に関する特別措置法一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号バ目のうち「食品衛生法第 21 条第 1 項第 3 号の規定による」を「食品衛生法第 36 条第 1 項第 3 号による」とする。

第 7 条（他の法令との関係）この法律の施行の際、他の法令で従前の「食品衛生法」の規定を引用している場合において、この法律のうちそれに該当する規定があるときは、従前の規定に替えてこの法律の該当規定を引用しているものとみなす。
